

令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修（現任研修）実施要領

1 目 的

様々な生活ニーズを有する地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な福祉、保健、医療、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことによりその中心的な役割を担う相談支援従事者を養成することを目的とします。

2 主 催 山形県

3 主 管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

以下の要件を満たす方。

山形県内にある指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方。
(相談支援専門員の資格が継続している)

○令和2年度以降の初任者研修受講後初めて受講する方

受講開始日前（令和6年8月1日）までの5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

○令和2年度以降の現任研修を過去に1回以上修了している方

次の①または②に該当する方。

①現に相談支援業務に従事している方。

②（現に相談支援業務についていない方の場合）受講開始日前（令和6年8月1日）までの5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

※ 「相談支援業務」とは基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務がこれに当たります。

※ 「2年以上の相談支援の実務経験」とは、「相談支援業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に従事した期間が360日以上あること」をいう。（有給休暇、休職期間は含まない。）

【経過措置】

旧カリキュラム受講者（令和元年度の相談支援従事者研修（初任者研修）及び（現任研修）の修了者）は初回受講時のみ、上記の要件は求めません。

※ 相談支援専門員は更新が必要な資格です。初任者研修修了の次年度を初年度として、その後5年度毎に当研修を受講しないと失効し、相談支援専門員の業務ができなくなります。（「相談支援専門員の資格有効期限と研修受講のイメージ」を参照のうえ、各々の資格有効期限を御確認ください。）

5 研修日程、会場

全4日間（インターバル実習1回実施）で行います。詳細は受講決定時にお知らせします。

開催日：令和6年8月2日（金）、20日（火）、21日（水）、9月20日（金）

（第3日目と第4日目の間にインターバル実習があります。）

会 場：上山市体育文化センター（〒999-3241 上山市けやきの森2番1号）

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

7 受講申込

(1) 申込に係る注意事項

- ◇ 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ◇ 遅刻や離席（15分以上）をした場合、欠席とします。（なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。）翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。（科目の免除はありません。）
- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

(2) 申込方法

山形県ホームページに掲載の申込フォーム（やまがたe申請 山形県電子申請サービス）より申込みをしてください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。

【重要】

電子申請の完了後、「申込完了」のメッセージ、「整理番号」「パスワード」が表示されます。（参考資料「電子申請の手順⑦申込完了」）また、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。画面に表示されない場合、メールが届かない場合申込が完了していない可能性があります。申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

電子申請の流れ

「電子申請の手順」を参照してください。

- ① 「令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修の開催について」
<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>
「現任研修」「申込方法」にあるURLリンクをクリックしてください。
または、
「やまがたe申請 山形県電子申請サービス」
https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action
「手続き一覧」の中から、「令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修（現任研修）受講申込」をクリックしてください。
- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。
※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。
※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手続きしてください。
- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けてください。

【申込内容を確認する場合】 **「申込内容の確認方法・申込内容の変更」を参照してください。**

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会 : https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を修正する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

必要書類等 (以下の①～③に該当する方のみ提出が必要です。電子申請時、データを添付してください。)

① **山形県以外**で研修を修了した場合

・相談支援従事者研修 (初任者研修) (現任研修) の修了証書の写し

(なお、山形県主催の研修を修了された方は不要です。)

② **研修修了時から氏名が変更となっている方**

電子申請の入力フォームにその旨を入力し、氏名変更があったことを証明する書類を添付してください。(例: 研修修了時の氏名が記載されている運転免許証のコピー、住民票の写し等)

③ **令和2年4月1日以降初任者研修、現任研修を修了した場合 (資格の有効期限が令和7年度以降の方)**

実務経験証明書

電子申請での添付が出来ない場合、申込締切日まで必要書類等を郵送してください。

《送付先》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課 宛

『現任研修添付書類 在中』と記載してください。(令和6年6月3日(月)消印有効)

(2) 申込締切日

電子申請 : 令和6年6月3日(月) 17時00分まで手続き完了

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ **締切を過ぎたお申し込みは、いかなる事情があっても受付しません**ので、御注意ください。

(3) 定員は72人とし、定員を超える申込みがあったときは、今年度更新期限の方※を最優先として受講者を選定します。(先着順ではありません。)

※ 令和6年度は平成21年度、平成26年度及び令和元年度相談支援従事者初任者研修修了者

(4) 受講可否の決定通知は、令和6年6月下旬に郵送で通知する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(5) 受講決定者は必ず全日程の4日間出席くださるようお願いいたします。

遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

8 修了証書

全科目（講義、演習及び実習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話、スマートフォン等の使用等を含む）
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であっても受講を取り消す場合があります。

9 受講者があらかじめ準備するもの【必須】

受講するためには、下記テキストを準備していただく必要があります。
受講者は当該テキストを当日持参して下さるようお願いいたします。

「障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」
（著者）日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集
（出版社）中央法規出版
（価格）3,080円（税込み）

【留意事項】

研修会場での販売等はしませんので、必ず各自で準備してください。

10 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき10,000円を申し受けます。（徴収方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講の際にはマスク着用の御協力をお願いします。
- (4) 会場規模が大きいいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。着脱しやすい衣服でお越しいただき、調整をお願いします。
- (5) 山形県内の各市町村相談支援体制の整備のため修了者の情報について、各市町村の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめ御了承ください。
- (6) なお、研修の開催に際し変更があった場合には、下記URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

《研修の内容（事前課題、受講料振込等）、電子申請以外の受講申込に関する問い合わせ》

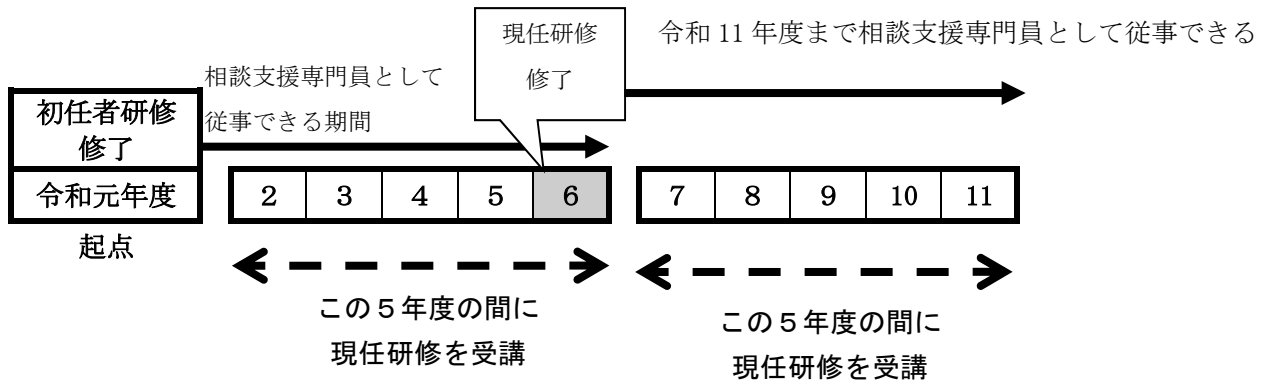
〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36
社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課
TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123
電話受付時間：平日 9時～17時00分（12時～13時を除く）

《研修制度（資格要件等）に関する問い合わせ》

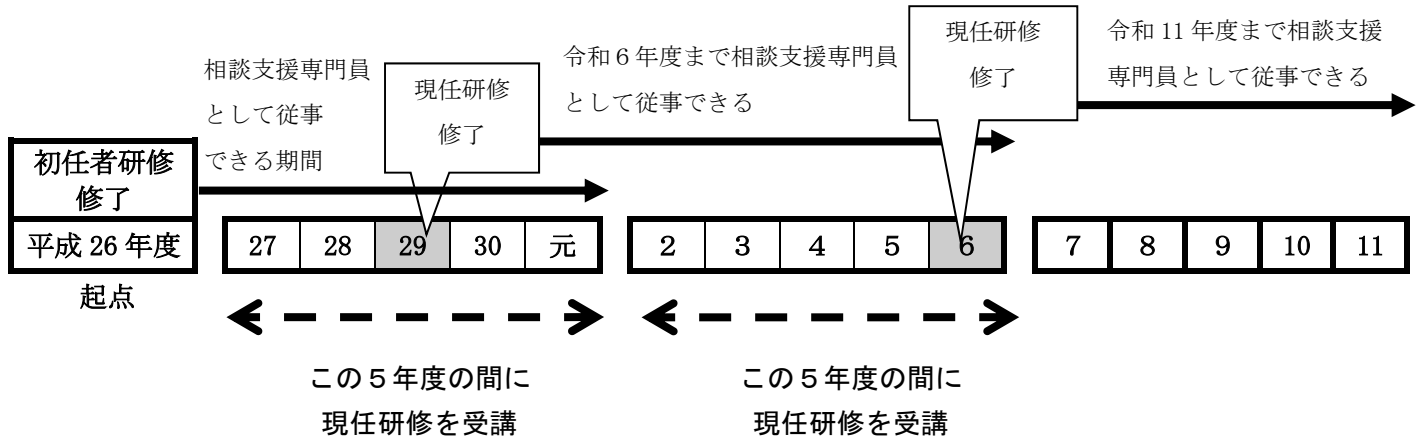
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫
TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111
電話受付時間：平日 9時～16時30分（12時～13時を除く）

<参考>相談支援専門員の資格有効期限と研修受講のイメージ

【例1：令和元年度に初任者研修を修了した場合】



【例2：平成26年度に初任者研修を修了し、平成29年度に現任研修を修了した場合】



相談支援専門員の資格を継続するためには、初任者研修を修了した翌年度から数えて、5年ごとの期間内に現任研修を修了する必要があります。

2回目以降の現任研修受講年度も、初任者研修の修了年度を起点に数える点は変わりませんので、5年以内のどの時期に現任研修を受けても、次回現任研修を受けなければならない期限は変わりません。なお、同一期間中に2回以上現任研修を受講された場合も5年サイクルの期間は変わりません。（資格の有効期間がその分延長されることはありません。）

なお、この5年間に現任研修を修了していない場合、相談支援専門員としては資格を失い、初任者研修から再度修了する必要があります。

これは、実務経験が不足しており受講要件を満たせず、期間内に現任研修を受講できなかった場合も同様ですので御注意ください。